

解説資料

2023年10月
日本生命保険相互会社
団体年金コンサルティングG



対象

- 以下①②のいずれかに該当する基金を除く基金

- ①基金の加入者の数が1000人未満である基金
- ②基金が自ら管理するウェブサイトを持していない基金

概要

- 2023年10月6日、「国民年金基金令等の一部を改正する政令」、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」が公布されました。（施行日：2023年10月16日）
これにより、企業年金基金が行う公告について、インターネットによる公告が義務付けられるとともに、インターネットによる公告の具体的な方法が定められました。
- インターネットによる公告の具体的な方法としては、「基金のウェブサイトへの掲載」とされていますが、「基金の加入者の数が1000人未満である場合又は基金が自ら管理するウェブサイトを持していない場合」については、インターネットによる公告を行うことを要しないとされています。
- 以上を踏まえ、対象となる基金においては、規約の変更が必要になります。規約の変更時期については、厚生労働省より、施行日以後、遅滞なく規約の変更を行う必要があるが、施行同時の規約変更まで求めるものではない、との回答を得ております。

【企業年金基金における必要事項の公告の方法】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・基金において公告しなければならない事項については、以下の方法によって公告を行う。<ul style="list-style-type: none">－官報への掲載－基金の事務所（従たる事務所を含む）の掲示板に文書をもって掲示	<ul style="list-style-type: none">・基金において公告しなければならない事項については、以下の方法によって公告を行う。<ul style="list-style-type: none">－官報への掲載－基金の事務所（従たる事務所を含む）の掲示板に文書をもって掲示－基金のウェブサイトへの掲載

【企業年金基金において、公告しなければならない事項（一例）】

- ・以下について変更が生じた場合（DB法施行令第9条）
 - －基金の名称、事務所の所在地
- ・基金が解散した場合（DB法施行令第58条）
 - －基金の名称、事務所の所在地、解散の理由等

基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

議決する内容

- 基金における公告の方法に「基金のウェブサイトへの掲示」を定める旨の規約の変更を行うことについて、議決を得る必要があります。

行政手続き

- 届出不要。（法令の改正に伴うものにつき、行政手続きは不要）

※当該規約変更に係る手続き等について、行政より追加で情報が示された場合は、ご案内をさせていただきます。